昭和35年度改訂成約覚書書式趣旨書

書式制定委員会

成約覚書書式改訂調査委員会

改訂委員会の設置と審議経過

社団法人日本海運集会所発行の現行成約覚書書式は，昭和27年3月改訂の運送契約書式を基礎として，昭和29年7月制定されたものであるが，昭和35・6年度第一回書式制定委員会の決議により運送契約書式の改訂が行なわれるに伴い，当然成約覚書書式の改訂も必要になってきた。そこで去る10月10日付をもって長岡書式制定委員長の委嘱により，次の如き在神海運実務担当者13名をもって，成約覚書書式改訂調査委員会が設置された。

	河口哲美氏	(大同海運神戸支店次長)			
	百済　孝氏	(新日本汽船営業課主任)			
	小池　竜氏	(扶桑海運業務課長)			
	沢山一弥氏	(沢山汽船営業課長)			
	柴田留治氏	(三菱海運神戸支店業務課長)			
	鈴木昌夫氏	(中村汽船営業部次長)			
	高村正直氏	(東和汽船営業部次長)			
	武安英明氏	(山下汽船神戸営業課係長)			
	塚本　博氏	(摂津海運社長)			
	津島宏昭氏	(正輝商会)			
	福島喜和氏	(第一中央汽船営業部長代理)			
	別所潤之輔氏	(日本汽船整理課長)			
	松村正一氏	(川崎汽船営業部副部長)			
他に	寺田洋三郎	(事務局)	国領英雄	(同)	
	野村圭介	(同)	矢島　勝	(同)	

本委員会は10月14日第一回委員会を開催，議長として松村正一氏を選任し，審議を開始した。爾後5回の委員会を開き，その間東京に設置されている運送契約書改訂審議小委員会専門委員会の意見をも聴し，本書式の改訂に十分の努力を払った。かくて12月6日開催の第五回委員会において最終的な結論を得，「成約覚書」書式を成案，12月8日開催の昭和35・6年度第二回書式制定委員会に報告，その承認を得，翌12月9日，日本海運集会所常任理事会に報告された。ここに一切の審議及び事務手続を終了したので，昭和35年度改訂書式として公表する次第である。

昭和35年度の改訂における基本方針

昭和29年7月制定の「成約覚書」書式を基礎とし，昭和35年度における運送契約書改訂審議小委員会の審議内容に準拠し，更には「成約覚書」書式としての独自な性格をも十分に勘案して改訂したものである。

その改訂内容のうち，注目すべきものは次の通りである。

(1) 昭和35年度改訂に係る航海傭船契約書式の審議内容を出来るだけ採用した。

(2) 記載欄スペースを出来るだけ大きくとり使用に便たらしめた。

(3) 印刷色をエンジとし，タイプ文言を出来るだけ鮮明たらしめようとした。

以下逐次その改訂理由につき言及する。

「標題」

成約覚書

変更なし。

船　　名		**総　ト　ン　数**	**トン**
		夏期積載総重量トン数	**トン**

(イ) 「船名」記載欄につき，現行書式の如く「船種」記載欄を示す「・・・船」との文言を印刷文言とする必要はない。また船名の長短は必ずしも一致しないので「・・・丸」との文言も印刷文言として必要ないとした。なお，代船文言もタイプ挿入し得るよう船名記入欄は二行の巾をとることとした。

(ロ) 「総トン数」，「夏期積載総重量トン数」本欄にいう「トン」は計量法の法定計量単位であって，総トン数の計量に用いる法定計量単位は容積トン（353 分の 1,000 立方メートル：計量法第7条及び計量単位令第4条第4号），重量トン数の計量に用いる法定計量単位は 1キロトンである（計量法第3条及び計量単位令第4条第4号）。

積　　地	

変更なし。

揚　　地	

変更なし。

貨物の種類及び数量	**但し，船脚又は船腹の許す限り満載のこと． 増減船主任意のこと．**

現行成約覚書書式「貨物」の項を航海傭船契約書式第1条第4項に基づいて表示欄名を改め，更に但書も，航海傭船契約書式に基づいて改めた。

運　賃　率	
運賃計算方法	
運賃支払日時 場　所　方　法	

運賃関係記載欄は航海傭船契約書式に基づき見出し文言を改訂したが，特に「運賃支払日時」との見出し文言に関連して「積切時払」，「着船払」等運賃の弁済期と必ずしも一致しなくても，運賃請求権の発生時は，これを明確化する必要がある，とした。

なお，「運賃支払日時場所方法」欄の記載例としては，(1)「積切払のこと　但し，積切日起算60日期日約手払のこと」，(2)「積切払のこと　但し，積切後約45日東京都において現金払のこと」，(3)「揚地着船払のこと　但し，揚切2ヵ月後東京都において現金払のこと」等を参照されたい。

船内荷役	**積　地**	**手　配**	**揚　地**	**手　配**	
		費用負担		**費用負担**	

現行成約覚書書式「船内人夫賃」との見出しを，航海傭船契約書式第1条第項8に基づき改訂，更に航海傭船契約書式第1条第8項に準じて表示欄を全面的に改めた。

代　理　店	積　地
	揚　地

「代理店」についてはその記載文言の多いことを勘案してこれを「積地」と「揚地」に分割し，二行とした。

出　荷　主	連絡先

「代理店」と同種の記載文言であるとして「代理店」の次におくこととした。

受　荷　主	連絡先

「出荷主」と同種の記載文言であるとして「出荷主」の次におくこととした。

碇泊期間	積　地	揚　地

現行成約覚書書式では「荷役期間」となっているが，レイタイムの本質から考えて「碇泊期間」の方が妥当であるとの航海傭船契約書式第1条第10項の理由により見出しを「碇泊期間」と改訂した。

滞　船　料	一日につき

滞船料記載方法を勘案して「一日につき」との文言を挿入した。

早　出　料	一日につき

早出料記載方法を勘案して「一日につき」との文言を挿入した。

積地回船日	昭和　　年　　月　　日

現行成約覚書書式の「積地回船予定日」を航海傭船契約書式第1条第15項に準じ，見出しを「積地回船日」と改めた。

解約期日	昭和　　年　　月　　日

変更なし。

仲介手数料	

変更なし。

本書に記載のない事項については．昭和35年12月社団法人日本海運集会所書式制定委員会改訂航海傭船契約書条項（仲裁条項を含む）による

現行成約覚書書式の「其の他の条件」との文言は，本文の意味を勘案して適当でないとして，この文言を削除した。

なお，仲裁契約は訴訟法上の契約であって，明示文言なき限り，航海傭船契約書仲裁条項を含むものでないからこの点を明確にし，有効に仲裁契約をも成立させるため，特に「仲裁条項を含む」との文言が必要であるとして規定した。

摘　要	

変更なし。

「後文及び署名欄」

以上の成約を証するため，本書　　通を作成し，各自記名調印して，　　が，これを保有する．

昭和　　年　　月　　日　　において作成する．

船　主(運 送 人)

傭　船　者

仲　介　人

文言を若干改めたほか，作成年月日については，現行書式欄外文言をその趣旨よりみて署名欄の前にもってきたものであり，同時に航海傭船契約書式に倣い及び実務的にも必要であるところより「作成地」記入欄を設けた。

署名欄中，船主については現行成約覚書書式を航海傭船契約書式に基づいて「船主（運送人）」と改めた。

なお，署名欄については，罫をはずし，余白に，必要あるときには，印紙等を貼付する余地を残すようにした。

以　　上

成　約　覚　書

船名		総トン数	トン
		夏期積載総重量トン数	トン
積地			
揚地			
貨物の種類及び数量	但し，船脚又は船腹の許す限り満載のこと． 増減船主任意のこと．		
運賃率			
運賃計算方法			
運賃支払日時場所方法			
船内荷役	積地　手配　費用負担	揚地　手配　費用負担	
代理店	積地		
	揚地		
出荷主		連絡先	
受荷主		連絡先	
碇泊期間	積地	揚地	
滞船料	一日につき		
早出料	一日につき		
積地回船日	昭和　年　月　日		
解約期日	昭和　年　月　日		
仲介手数料			

本書に記載のない事項については，昭和35年12月社団法人日本海運集会所書式制定委員会改訂航海傭船契約書条項（仲裁条項を含む）による．

摘要	

以上の成約を証するため，本書　　通を作成し，各自記名調印して，　　が，これを保有する．

昭和　　年　　月　　日　　において作成する．

船主（運送人）

傭船者

仲介人

不許複製